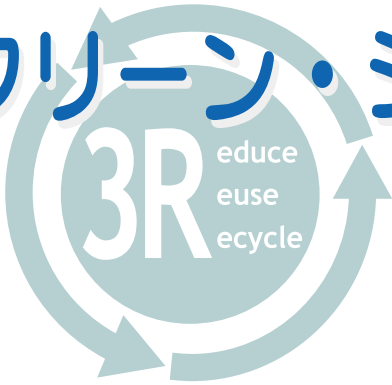


クリーン・ジャパン・ニュースレター



2005年9月発行

No.13

CJC 財団法人 クリーン・ジャパン・センター

3R
推進協議会
総会



3R
推進協議会
総会

リデュース、リユース、リサイクル(3R)推進協議会・総会風景(本文2頁)

CONTENTS

■就任のご挨拶	2
■CJCトピックス	2
●3R推進月間に向けたCJCの取組み	2
- 資源循環技術研究発表会・資源循環技術・システム表彰式	2
- リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰式	2
●リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進協議会総会	2
■平成18年度廃棄物・リサイクル関連予算概算要求の概要	3
■平成16年度調査研究成果報告(その1)	4
●自主回収システムに係る法規制と特例制度の活用に関する調査研究(日本自転車振興会補助事業)	4
●バイオマスの高度リサイクル技術の開発状況調査(日本自転車振興会補助事業)	5
●新規資源循環システムの形成に関する調査研究(日本自転車振興会補助事業)	6
■行政・政策動向	7
■3R実施状況	8

10月は3R推進月間



就任のご挨拶



この度、財団法人クリーン・ジャパン・センターの理事長に就任いたしました川原壯介でございます。

さて、20世紀の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会活動の反省から、21世紀は「循環型社会」の実現が大きな課題となっております。このため、平成12年(2000年)、循環型社会形成推進基本法が制定され、この基本法のもとに廃棄物処理法と資源有効利用促進法、さらに、個別の課題に応じて容器包装リサイクル法などの法制度が整備されてきました。また、循環型社会に向けた技術開発やシステム作りなども積極的に推進されております。

当センターは、初代会長故永野重雄氏が提唱された「クリーン・ジャパン運動」を発端に、我が国における廃棄物処理・再資源化促進のための基軸となるべき団体として昭和50年(1975年)に設立されました。以来一貫して廃棄物の適正処理や再資源化の促進に向け、広報普及活動、再資源化技術の開発・普及活動に努めてまいりましたが、昨今では、循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制(リデュース)、使用済み製品の再使用(リユース)、再生資源の有効利用(リサイクル)の、いわゆる3Rの普及のための調査研究、情報収集、広報普及活動に力を入れております。

当センターにおきましては、これまでの廃棄物の適正処理、再資源化の促進に加え、今後は、21世紀我が国の課題であります3R推進の先導的役割を担うべく、職員一同邁進する所存でございますので、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶といたします。

CJCトピックス

Topics

3R推進月間に向けたCJCの取組み

10月は3R(リデュース、リユース、リサイクル)推進月間です。当センターでもこの月間に併せて3Rの普及啓発のためのイベントを計画しています。

<資源循環技術研究発表会・資源循環技術・システム表彰式>

当センターでは、資源循環に関する研究開発成果等について広く情報交流・意見交換する場として毎年10月に資源循環技術研究発表会を開催してきておりますが、今年度も下記のとおり開催することにしています。なお、廃棄物の発生抑制、使用済み物品の再使用、再生資源の有効利用に資する優れた事業や取り組みを表彰する資源循環技術・システム表彰式も併せて実施することにしています。

詳細は当センターのホームページ(<http://www.cjc.or.jp/>)をご参照のうえ、ふるってご参加いただけますようお願いいたします。

日 時：平成17年10月7日(金)

資源循環技術研究発表会(第一部) 10:00~12:15
 資源循環技術・システム表彰式 13:30~14:25
 資源循環技術研究発表会(第二部) 14:45~16:45

場 所：科学技術館サイエンスホール
 東京都千代田区北の丸公園2-1

参加費：一般：1,000円、会員・学生：無料

参加には申込が必要です。当センターのホームページより申込書をダウンロードのうえFaxでお申込み(Eメールでもお申し込み可能です。)下さい。

<リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰式>

リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進協議会(会長：平岡正勝京都大学名誉教授)では、関係官庁の協力を得て、リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進功労者等表彰式を行います。

この表彰制度は、循環型社会に向けて3Rに率先して取組み、継続的な活動を通じて顕著な実績をあげている個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を対象とし、協議会の事務局内に設置した表彰審査委員会で審査・検討を行い、内閣総理大臣賞、関係府省大臣賞、そしてリデュース・リユース・リサイクル推進協議会会長賞を決定し、授与するものです。

今年度は、表彰式に引き続き講演会(無料)も予定しておりますので、表彰参加者以外の皆様もぜひご参加下さい。

日 時：平成17年10月21日(金)

14時 表彰式

15時 講演会

演題「循環型社会のキーワード『3R』」

—マニュファクチュアリングからエコファクチュアリングへ—

国連大学ゼロエミッションフォーラム理事 谷口正次

場 所：イノホール 東京都千代田区内幸町2-1-1

<問い合わせ先>

財団法人クリーン・ジャパン・センター内
 リデュース・リユース・リサイクル推進協議会事務局
 電話 03-6229-1031 FAX 03-6229-1243

リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進協議会総会

リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進協議会の総会が平成17年7月5日(火)午後2時15分より東海大学校友会館朝日の間(東京：霞ヶ関ビル)で開催されました。

総会では、平成16年度事業報告・収支決算報告、平成17年度事業計画・収支予算計画及び理事・監事の選任について審議が行われましたが、各議案とも全会一致で承認されました。

平成18年度廃棄物・リサイクル関連予算概算要求の概要

8月31日に各省庁の平成18年度概算要求が締め切られました。各省庁の廃棄物・リサイクル関連の概算要求は以下のとおりです。

経済産業省

リサイクル推進関連予算の概算要求は、一般会計26億円、石特会計57億円、合計84億円です。その概要は以下の通りです。

1. リサイクルの総合的な推進	2,256,992千円
(1) 国際循環システム対策費	100,458千円
(2) 3Rシステム化可能性調査事業	151,779千円
(3) 環境配慮設計等基盤整備事業	111,941千円
(4) 循環型社会システム動向調査	58,100千円
(5) 循環ビジネス人材教育・循環ビジネスアドバイザー派遣事業	53,906千円
(6) 地域におけるゴミゼロ型のまちづくり(エコタウン事業)の推進	801,248千円
(7) 環境経営・ビジネス促進調査	87,111千円
(8) 環境配慮活動活性化モデル事業(石特)	125,335千円
(9) エネルギー使用合理化環境経営管理システム構築モデル事業	80,000千円
(10) 資源有効利用促進等資金利子補給補助金	5,939千円
(11) 政府調達対応エネルギー効率化製品開発・普及事業費補助金	299,997千円
(12) 製品グリーンパフォーマンス高度化推進事業(石特)	299,975千円
(13) エネルギー使用合理化環境経営人材育成事業(石特)	50,000千円

<<啓発普及等>>

(1) 省資源・再資源化に関する指針策定等	31,201千円
-----------------------	----------

2. 容器包装リサイクルの円滑な推進	240,905千円
(1) 容器包装リサイクル法の施行に必要な費用	65,900千円
(2) 容器包装リサイクル推進調査	95,005千円
(3) 地域省エネ型リユース促進事業	80,000千円

3. 家電リサイクルシステム等の構築	236,000千円
(1) 特定家庭機器等再商品化関係事業	236,000千円

4. 自動車リサイクルシステムの円滑な推進	167,304千円
(1) 自動車無公害化等推進調査	36,529千円
(2) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業	130,785千円

5. 古紙等リサイクルの推進	51,484千円
(1) 古紙再利用促進対策	41,315千円
(2) 生活用品再利用促進対策費	10,169千円

6. リサイクル関連技術開発の推進	5,511,600千円
<3Rプログラム>	

(1) 電気電子機器再資源化促進高温鉛はんだ代替技術開発	300,000千円(NEDO交付金)
(2) 環境配慮設計推進に係る基盤整備	120,000千円(NEDO交付金)
(3) 構造物長寿命化高度メンテナンス技術開発	123,000千円
(4) 革新的構造材料を用いた新構造システム建築物研究開発(石特)	200,000千円
(5) エネルギー使用合理化革新的白金族金属リサイクル技術開発(石特)	200,000千円
(6) 環境調和型超微細粒鋼創製基盤技術の開発(石特)	675,789千円
(7) 地域新規産業創造技術開発補助事業(うち3R実用化技術の開発)	4,806,000千円の内数

<その他の技術開発>

(1) エネルギー使用合理化製錬/リサイクルハイブリッドシステムの開発(石特)	291,348千円
(2) 微生物機能を活用した環境調和型製造基盤技術開発(石特)	2,261,463千円
(3) バイオプロセス実用化開発プロジェクト	1,340,000千円

7. その他(関連事業)

(1) 部品情報流通共通化促進事業	279,840千円
(2) 化学物質管理対策関連事業	4,217,530千円
(3) 石炭灰有効利用技術調査(石特)	69,334千円
(4) エネルギー使用合理化事業者支援補助金(石特)	24,400,000千円の内数

環境省

廃棄物・リサイクル対策関係予算の概算要求は以下の通りです。

●3Rの推進と不法投棄の撲滅(1,371億円)

1. 3Rの推進-リデュース・リユース対策の強化	
(1) 容器包装に係る3R推進事業費	90百万円
(2) 容器包装に係る3R推進広報事業費	121百万円

2. 3Rイニシアティブの国際的推進	
(1) 3Rイニシアティブ国際推進費	132百万円
(2) アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業	30百万円
(3) アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	35百万円
(4) 廃棄物処理等科学研究費補助金[競争的資金]	1,650百万円

3. 循環型社会の基盤整備	
(1) 廃棄物処理施設整備費(公共)(循環型社会形成推進交付金等)	125,534百万円
(2) 浄化槽整備事業(公共)	

4. 不法投棄対策と適正処理の推進	
(1) 不法投棄早期対応システム整備費	49百万円
(2) 産業廃棄物処理業優良化推進事業費	85百万円
(3) 電子マニフェスト普及促進事業費	180百万円
(4) 低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業	25百万円
(5) クリアランス廃棄物管理システム整備費	54百万円

●環境を軸とした豊かな経済社会の創出(のうちの関係分)等(43億円)

- 第3次環境基本計画を踏まえた基盤的な施策の推進
- 環境ビジネスの振興等を通じた経済のグリーン化の推進
- エネルギー需給構造高度化対策費(石特)

農林水産省

1. バイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用的高度化等の推進	29,243百万円
(1) バイオマスの環づくり交付金	16,024百万円
(2) バイオマスプラスチックの利用促進(成果重視事業)	938百万円
(3) 地域での取組を円滑に推進するための条件整備	
・広域連携等バイオマス利活用推進事業	150百万円
・革新的な研究・技術開発の推進	2,139百万円
・バイオマス利活用の活性化に向けた取組への支援	9,993百万円

2. 食料自給率向上特別対策	
(1) 食品残さ等未利用資源の飼料利用の推進	
・広域連携産地競争力強化支援事業	5,980百万円の内数
・農業競争力強化対策民間団体事業	1,653百万円の内数

国土交通省

1. 循環型社会の形成	国費409億円、事業費900億円
(1) 建設発生木材のリサイクルの推進	
(2) 下水汚泥の再資源化と広域的処理の推進(横浜市等)	
(3) リサイクルポート形成支援制度の充実	
(4) リサイクルポートプロジェクトの推進及び廃棄物海面処分場の確保(姫川港、東京都)	
(5) ナノテクノロジーを活用したプラスチックの研究開発の実施	
(6) 下水汚泥の再資源化と広域処理の推進	
(7) FRP廃船高度リサイクルシステムの構築	

平成16年度調査研究成果報告

平成16年度に当センターで実施した調査研究については、その概要を前号でご報告したところですが、今号と次号の2回にわたり、各調査研究についてより詳しくご報告します。なお、これらの成

果報告書については、当センター内の環境リサイクル情報センターで閲覧・入手することができます。

自主回収システムに係る法規制と特例制度の活用に関する調査研究（日本自転車振興会補助事業）

現在、循環型社会形成推進基本法の下、循環型社会に向けた取り組みが産業界レベルでも大きな経営テーマとなっています。

製品の製造を担う産業界では、産業廃棄物のリサイクルが重大な課題となっていますが、それと同時に、自ら生産した製品が使用済みとなって廃棄されることにより、地方公共団体の廃棄物処理に大きな負担となったり、最悪のケースでは不法投棄される等の事例があり、家電リサイクル法等の個別リサイクル法により、特定の品目については事業者が自社製品の回収・リサイクル等が義務付けられています。

また、最近では個別リサイクル法の対象品以外のものについても、市町村での適正処理が困難であったり、資源の有効な利用を図る上で必要と思われる場合は、事業者が使用済み自社製品を自主的に回収し、リサイクルすること（「拡大生産者責任」という。）が期待されており、特に2000年に制定された循環型社会形成推進基本法やその推進のために策定された循環基本計画において、循環型社会の形成に向けて事業者の果たす役割として、事業者自身が使用済み自社製品を自主的に回収し、リサイクルすることが期待されるようになってきました。

また、事業者としてもCSR(Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任)の観点から積極的にこの要請に応えていこうとする機運が盛り上がってきています。

そうした中で、事業者が取組を行おうとするときに、廃棄物の不適正な処理を抑制するための廃棄物処理法の厳しい運用が効率的なリサイクル推進の障害となるケースがあることが指摘されており、例えば、納品に使用した配送車を使用済み製品の持ち帰りに利用することがコスト的にもメリットがあるにもかかわらず、回収時に排出者から処理コストを受け取ることは処理の委託を受けることであるとして、廃棄物処理法の許可の取得を求められ

このため、産業界の規制緩和要求を受け改正廃棄物処理法に新設されたのが、大臣認定の制度である「広域認定制度」です。

この制度は、メーカーが複数の都道府県にまたがって使用済みの製品等を回収・リサイクルをする際に、処理能力等一定の厳しい基準に適合していると環境大臣が認定すれば、収集運搬や中間処理、最終処分を委託する場合でも、廃棄物処理業の許可を不要とする廃棄物処理法の特例制度です。（「一連の処理行程図」参照）

しかしながら、「認定」を受けるためには、認定に際して厳しい基準があり、体制整備の為にかなり準備が必要であることも事実です。

このため、許可等を免除する仕組みを織り込んだ「認定制度」等の利用の仕方等について、具体的事例を紹介し、実務上何を準備すれば良いのかという、いわば「手引き」的なものの必要性があるのではないか、ということから本調査研究を実施しました。

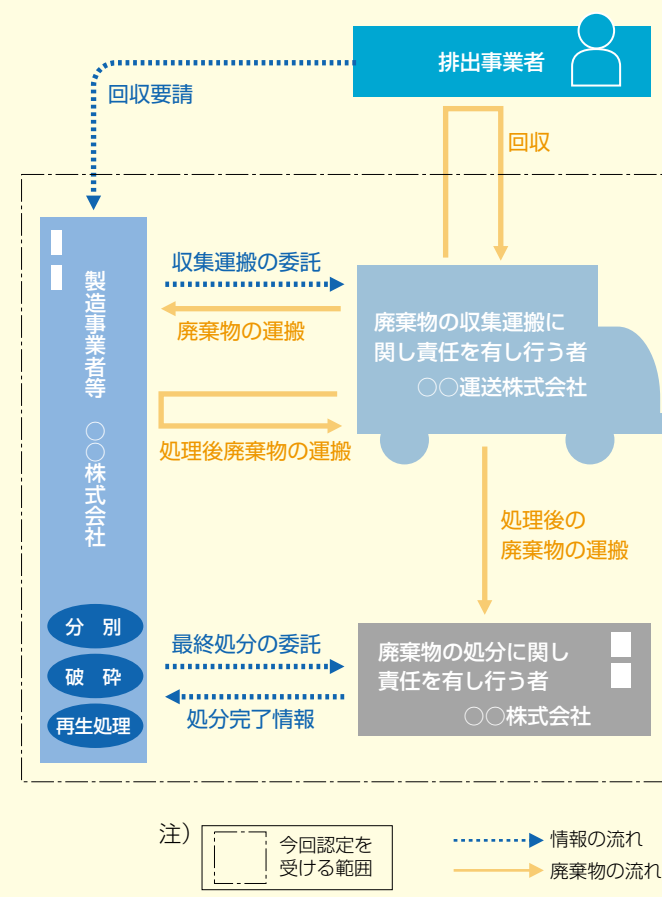
調査の実施に当たっては、当センター内に専門家からなる委員会を設置し、各関係団体・企業の担当者にご参画いただき、現在構築している自主回収制度について、申請中のものを含め制度内容

その他貴重な情報を提供いただくとともに、調査内容についてご指導、ご意見をいただきながら、とりまとめを行いました。

本調査研究においては、以下の製品について、取組事例を紹介するとともに、「認定」を申請するまでに実務上何を準備すれば良いのかという観点から整理、解説しています。

PC(家庭系・事業系)、研削砥石、タイヤ(家庭系・事業者系)、電気抵抗線式はかり(計量機器)、パレット、レンズつきフィルム、ガス石油設備機器、小形二次電池(事業系・家庭系)、スプリングマットレス、大型電子楽器、寝具(布団類)、消火器、鉛バッテリー、ガスボンベ

■一連の処理行程図（製造事業者等も処理を行う場合）



出所：環境省ホームページ
「広域認定制度申請の手引き」
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9及び第15条の4の3に基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度の申請要領)より抜粋
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課（一般廃棄物所管）
産業廃棄物課（産業廃棄物所管）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/manual.pdf>

バイオマスの高度リサイクル技術の開発状況調査（日本自転車振興会補助事業）

1. 調査の目的

廃棄物系バイオマスのマテリアル利用として、間伐材、林地残材や製材残材、建築発生木材を利用した再生木材の開発や、農業、畜産で発生する廃棄物系バイオマスの堆肥や飼料への利用があげられる。

しかし、これらのマテリアル利用はその用途に応じて受入可能材を厳選して使うことが必須であり、また大量の需要先として頼むことは難しいのが現状である。

一方、バイオマスのエネルギー利用は大量に一括処理するに相応しい技術と考えられ、マテリアルリサイクルとの棲み分けを考えるうえで、エネルギー利用に関する情報収集が欠かせない。

そこで、バイオマスのエネルギー利用技術の中から、メタン発酵による発生メタンの利用、木質バイオマスの直接燃焼発電及びガス化発電の3つの技術を取り上げ、先進的に取り組んでいる代表的な事例について、その成立の経緯や設備稼働の現状のヒアリング調査を行い、新エネルギーの確保技術、廃棄物処理技術の両面からの事業性の考察を行った。

2. 調査の概要

第1章では「バイオマス資源とその利用技術の現状」として、廃棄物系バイオマスの種類毎にその存在量、主な利用技術について概説した。

第2章では「エネルギー利用技術の導入事例の調査」として、メタン発酵5社、木質バイオマスの直接燃焼発電3社、ガス化発電2社にアンケート、追加ヒアリング、現地調査等を実施した結果を示した。

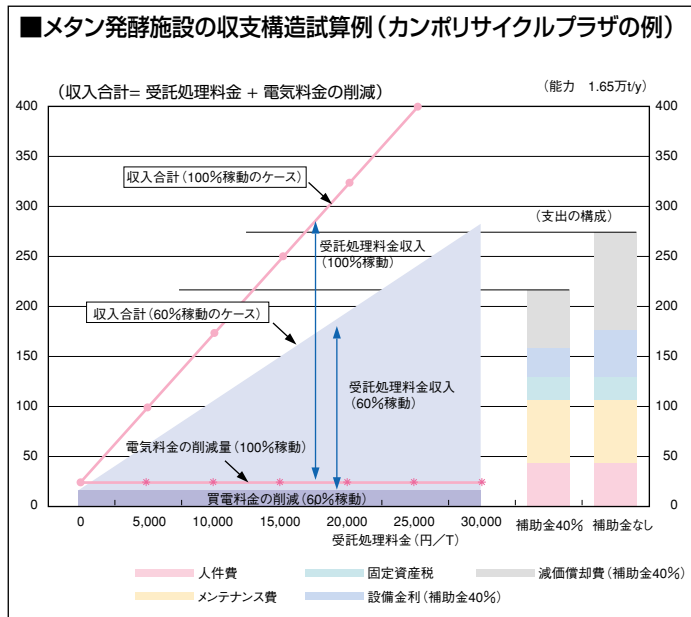
第3章では「エネルギー利用施設導入に関する考察」として、第2章で調査した事例調査の情報をもとに、稼働率、原材料の受入価格等の変動の影響を推察し事業の収益構造を考察した。

3. メタン発酵技術導入事例の特徴

メタン発酵設備の導入事例では、発電設備を設けている例と、発生メタンガスを燃料として利用している例とがある。いずれにしても事業収入に占める発生メタンによるエネルギー販売の収入は非常に小さいのが特徴で設備費を下げるという点で、発電などを行わず直接のガス利用が可能ならその利用が望ましいといえる。

バイオマス系廃棄物の受託処理事業の場合は受託処理費が収入の大部分を占め事業性を支配している。また、自家処理の場合でも収支の差額を処理費用として企業等が負担することになるが、外部委託による焼却処理との優劣が問題となる。

若干変わった例として、サザングリーンの例がある。ここではスラリー状の焼酎粕をポンプでプラントに装入し、固液分離した液相部のみをメタン発酵させており、発酵槽の容積効率や操業性が優れている。固形部分はメタンガスを燃料とした乾燥器で乾燥し、飼料として出荷されているがその収益は小さく、組合員の処理料金負担で成立している。



4. 木質バイオマスの直接燃焼発電

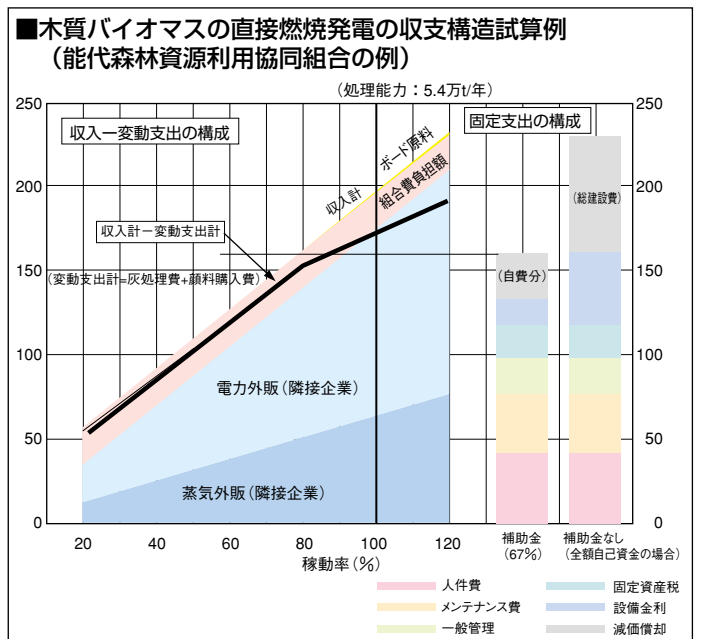
木質バイオマスの直接燃焼発電は森林組合や木材利用の企業集団での木質廃棄物の処理と関連企業への蒸気、電力の供給を目的としている例が多い。

蒸気、電力を近隣企業集団で有効利用し、夜間等の余剰電力を電力会社に売電するのが一般的なパターンといえる。

この場合稼働率が高ければ、蒸気、電力の収入により、組合員の処理費用負担なしで収支バランスするか、若干の価格でバイオマスを購入しても事業性が見込めそうである。

電力需要が地元になく、電力会社への売電のみに頼る場合は、RPS法等の優遇価格でも事業性は厳しい。

また、補助金による設備費負担の軽減は事業性に大きな影響があるといえる。



5. 木質バイオマスのガス化発電

本技術は実証実験段階で連続運転性の確認が中心課題といえる。事業性に関する考察を差し控えた。

新規資源循環システムの形成に関する調査研究（日本自転車振興会補助事業）

－事業系飲料・食品容器の回収・リサイクルシステムの現状と今後のあり方－

<調査研究の目的・方法>

飲料や食品の容器包装材については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき収集・リサイクルが行われているが、同法が対象とするのは一般消費者が排出するもの（家庭系）のみであって、事業者が排出するもの（事業系）については、その対象外となっている。

このため、その排出、回収、処理の状況については、業界団体が独自に調査を行っているものの、未だ十分に解明されていない状況にある。一方、これらについて全国的な調査を行うことは、対象事業者等の多さなど多くの困難を伴う。

そこで、本調査研究では、東京近郊に所在する適当な自治体として習志野市をモデル都市として選定し、事業者等に対するアンケート調査やヒアリング調査を通じて家庭系及び事業系の飲料容器・食品容器の排出及び回収について全体の流れ（マテリアル・フロー）を把握するとともに、今後の回収・リサイクルシステムのあり方について検討することとした。

なお、本調査研究の実施に当たっては、(財)クリーン・ジャパン・センターに設置した「新規資源循環システムの形成に関する調査研究検討委員会（委員長：倉阪秀史 千葉大学法経学部総合政策学助教授）」から多くの貴重な情報、ご意見、ご助言をいただいた。

<モデル都市における飲料・食品の容器包装材に係るマテリアル・フロー（推計）>

調査の結果を踏まえて整理したペットボトルのマテリアル・フロー（推計）を図に示す。年間の排出量915トンに対し、その約18%が可燃ごみなどに混入して焼却処理（ごみ処理施設）され、残り約82%が再資源化されていることがわかる。

缶、びん及び紙パックについても同様にマテリアル・フロー（推

計)を整理しており、年間の排出量及び再資源化割合は次のとおりである。

年間の排出量 及び 再資源化割合		排出量(トン)	再資源化割合(%)
	缶	2,283	92.5
	びん	1,647	89.9
	紙パック	261	24.3

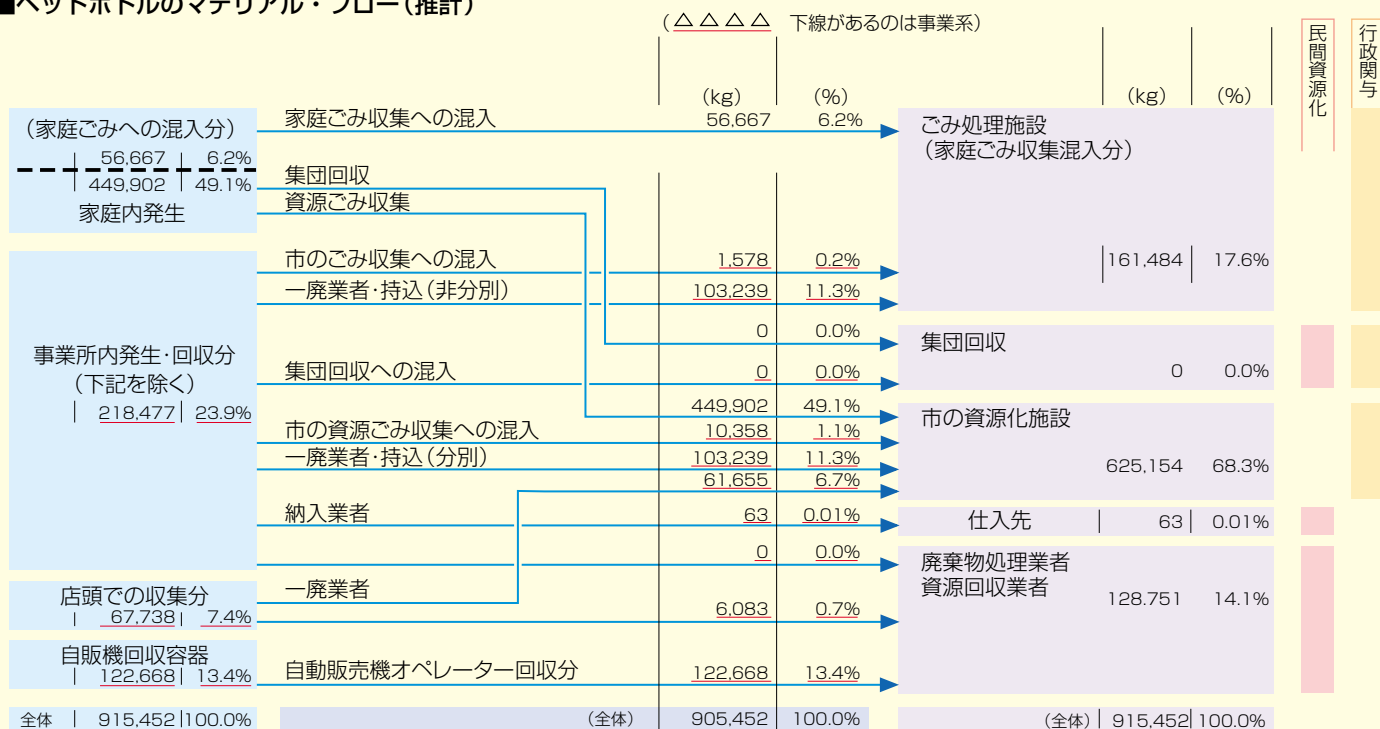
<飲料・食品の容器包装材の回収・リサイクルに向けた課題など>

(1) びんや缶については、事業系でみても、全体のマテリアル・フローで見ても回収・リサイクルが進んでいること、(2) ペットボトルについては、資源ごみとして回収されているものの、可燃ごみとして焼却処理されている量も少なくないこと、(3) 紙パックについては、家庭系のものリサイクルも十分ではないうえ、事業系のもはほとんど発生していないことから、25%程度のリサイクル比率にとどまっていること、が明らかとなった。

また、(1) 今回モデル都市として選定した習志野市における事業系の容器包装材のリサイクルにとって市の役割が大きいこと、(2) コンビニエンスストアなどの店舗や自動販売機脇に設置されている収集容器が一定の役割を担っているが、家庭ごみや異物の混入などの問題が大きな課題となっていること、などの側面も浮き彫りになった。

今回の調査研究は、東京近郊のモデル自治体を対象とした調査であり、この結果をもって直ちに全国的な状況を類推することはできないが、それでも重要な情報を提供しているのではないかと考えている。容器包装材のリサイクルに向けた検討の中で資料として活用いただければ幸いである。

■ペットボトルのマテリアル・フロー（推計）



行政・政策動向

法令・制度

■地球温暖化対策推進法の一部改正

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が6月10日に参議院本会議で可決・成立しました。

今回の改正は、京都議定書の発効及び我が国の温室効果ガスの排出の現況にかんがみ、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の追加を行うとともに、特定

排出者に係る温室効果ガスの排出量の報告等の措置を講じようとするもので、施行日は基本的に平成18年4月1日とされています。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/frame/joho5.htm>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5788>

■エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律が8月3日、参議院本会議で可決・成立し、8月10日公布されました。

今回の改正は、省エネルギー対策を一層強化するため、工場等に対し熱と電気の一体的な省エネルギー対策を義務付けるとともに、

輸送事業者等に省エネルギーの取組を義務付ける等の措置を講じようとするもので、施行日は平成18年4月1日とされています。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/frame/joho5.htm>

<http://www.meti.go.jp/press/20050315006/20050315006.html>

■ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部改正

環境省は8月9日、ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令が8月10日の閣議で決定されると発表しました。

今回の改正は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（水質基準対象施設）に担体付き触媒の製造に係る施設などを追加するもので、これに伴い、特定工場における公害防止組織の整備に

関する法律施行令（公害防止管理者の選任）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（特別管理産業廃棄物）の一部改正が行われます。なお、施行日はいずれも9月1日とされています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6244>

■廃棄物処理法律施行規則等の一部改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集が6月20日から7月15日にかけて行われ、近々改正省令が公布されることとなりました。

今回の改正は、通常国会で成立した廃棄物処理法の一部改正に伴うもので、欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について

義務付けられた届出に係る届出事項及び届出期日や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の保存期間などを定めるものです。なお、施行日は原則として平成17年10月1日とされています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6328>

■FRP船リサイクルシステムの開始

国土交通省は9月7日、9月8日に廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の広域認定制度の対象品目に係る告示が改正され、廃FRP船が広域認定制度の対象品目として追加されることを受け、FRP船の製造事業者団体である(社)日本舟艇工業会は、廃棄物処理法に

基づく広域認定を受けるべく環境大臣に申請を行い、認定を受けた上で、本年11月から廃FRP船のリサイクルを開始する予定であると発表しました。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/10/100907_.html

■ダイオキシン類の量を削減するための計画（変更）

環境省は6月20日、ダイオキシン類対策特別措置法第33条に基づく「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の変更案が同日の公害対策会議幹事会において了承されたと発表しました。今回の変更案では、新た

な削減目標として、平成22年のダイオキシン類の排出総量を廃棄物の減量化等各種対策の推進により平成15年比で約15%削減することを掲げています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6105>

審議会の動き

■容器包装リサイクル法の見直し

容器包装リサイクル法の見直しについて検討を進めてきた産業構造審議会、中央環境審議会及び食品容器包装のリサイクルに関する懇談会の中間とりまとめが行われ、それぞれ7月から8月にかけて意見募集が行われました。（詳細は前号参照）

<http://www.meti.go.jp/feedback/data/i50701jj.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6152>

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20050719press_4.html

■自動車用バッテリーの回収・リサイクル

経済産業省と環境省は8月11日から9月12日まで、「自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について」報告書(案)について意見募集を行いました。この報告書(案)は、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会議でとりまとめられたも

ので、自動車用バッテリーについて、資源有効利用促進法に基づき指定再資源化製品に指定するなどの提言が盛り込まれています。

<http://www.meti.go.jp/feedback/data/i50811aj.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6258>

■第3次環境基本計画策定に向けた中間とりまとめ

7月19日、第3次環境基本計画策定に向けた考え方(計画策定に向けた中間とりまとめ)(中央環境審議会総合政策部会)が公表されました。本とりまとめにおいては、第3次環境基本計画の視野として、21世紀最初の四半世紀における我が国の望ましい社会を構築

するための方向と、当面取り組むべき具体的な環境政策を提示するとしています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6189>

■製品中の有害物質対策

8月12日、産業構造審議会製品3Rシステム高度化ワーキング・グループ及び環境省検討会の報告書が公表されました。これらの報告書においては、当面の対策として、資源有効利用促進法の活

用による有害物質関連情報の提供などが提言されています。

<http://www.meti.go.jp/press/20050812003/20050812003.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6263>

その他

■廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等

環境省は8月11日、平成15年12月1日から平成16年11月30日までの1年間の全国の廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果等をとりまとめて公表しました。これによれば、この1年間に全国の廃棄物焼却施設から排出された

ダイオキシン類の総量は約133グラム(一般廃棄物焼却施設：約64グラム、産業廃棄物焼却施設：約69グラム)でした。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6249>

■豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の開業

環境省は8月22日、日本環境安全事業株式会社を活用して整備を進めていた豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設において、平成17年8月29日からポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理が開始されると発表しました。本施設は、昨年12月に開業した北

九州PCB廃棄物処理施設に次いで全国で2番目で、東海4県に保管されているPCB廃棄物が処理される予定です。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6276>

3R実施状況

■硫酸ピッチの不適正処分の状況(平成16年度下半期)

環境省は6月15日、平成16年度下半期に確認された硫酸ピッチの不法投棄又は不適正保管の状況をとりまとめて公表しました。

これによれば、平成16年度下半期に確認された硫酸ピッチの不適正処分は21件、1,837本(ドラム缶換算)であり、上半期(39件、7,622本)に比べて件数、量ともに減少したとされています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6093>

■平成16年度のフロン回収破壊法に基づくフロン類の破壊量の集計結果

経済産業省と環境省は6月28日、フロン回収破壊法に基づきフロン類破壊業者から報告された平成16年度分のフロン類の破壊量等をとりまとめて公表しました。これによれば、平成16年度のフロン類の破壊量は約2,976トンで、平成15年度と比較して約23%の増加となっています。

<http://www.meti.go.jp/press/20050628002/20050628002.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6135>

■大阪府エコタウンプランの承認

経済産業省と環境省は7月28日、大阪府から承認申請のあった「大阪府エコタウンプラン」について、府民・研究機関・企業・行政が一体となってネットワークを形成し、エコタウンプランの推進を図るとともに、大阪の経済を担う中小の製造業から排出される有害産業廃棄物を「亜臨界水反応」を利用した新技術により工業用アルコール等にリサイクルする事業など、獨創性・先駆性が認められることから、7月28日に共同承認したと発表しました。

なお、この承認は全国で24番目のエコタウンプランの承認です。

<http://www.meti.go.jp/press/20050728002/20050728002.html>

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6218>

■CDMプロジェクト政府承認審査結果

経済産業省は7月27日、クリーン開発メカニズム(CDM)に係る事業2件について、7月26日付けで承認されたと発表しました。

- Caieirasランドフィルガス削減プロジェクト(ブラジル)
申請者：電源開発株式会社
- 大韓民国温山における亜酸化窒素放出削減プロジェクト(韓国)
申請者：ローディアジャパン株式会社

<http://www.meti.go.jp/press/20050727001/20050727001.html>

<http://www.meti.go.jp/press/20050727002/20050727002.html>

クリーン・ジャパン・ニュースレター No.13

【発行】財団法人クリーン・ジャパン・センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番20号 第16興和ビル北館6階

<http://www.cjc.or.jp/>

電話：03-6229-1031 FAX：03-6229-1243

【発行日】2005年9月

(本紙は古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。)(禁無断転載)